

平成23年第1回定例会

特別委員会報告書

行財政改革特別委員会

大分県議会

目 次

はじめに	1
第1 調査経過	2
I 大分県行財政改革プランの成果について	2
II 大分県中期行財政運営ビジョンの取組について	4
1 行財政改革の進捗状況について	4
2 中期行財政運営ビジョンの個別事項の調査について	7
(1) 財政構造の改革について	7
(ア) 税込確保について	7
(イ) 県有財産の有効活用について	7
(2) 業務執行体制の改革について	7
(ア) 組織の見直しについて	7
(イ) 試験研究機関について	8
(ウ) 公社等外郭団体に関する指導指針について	8
(エ) 職員の意識改革について	9
(3) パートナーシップの改革について	9
(ア) 指定管理者制度について	9
(イ) NPO等との協働について	10
3 県外事務調査について	11
III 地方分権について	12
1 市町村への権限移譲について	12
2 地方分権に係る取組状況について	13
第2 提言	14
I 大分県中期行財政運営ビジョンにおける行財政改革について	14
1 財政構造の改革について	14
2 公社等外郭団体に関する県の関与について	16
3 組織機構の改革・職員の意識改革について	18
4 試験研究機関について	20
5 指定管理者制度について	22
6 NPO等との協働について	23
II 地方分権について	24
1 市町村への権限移譲について	24
2 地方分権の推進に向けて	25
おわりに	26
資料 委員会の活動状況	27

はじめに

行財政改革特別委員会は、平成19年第2回定例会において、行政改革、財政改革、地方分権の推進、規制緩和の4つの付託事件について調査を行い、そのあり方について検討することを目的として設置された。

県では、平成16年度から5年間にわたり取り組んだ「大分県行財政改革プラン」に引き続き、21年度からは今後3年間の運営指針となる「大分県中期行財政運営ビジョン」に沿って、行財政改革に取り組んでいる。

これまでの改革では大きな成果を上げてきているが、三位一体改革の思わぬ影響や厳しい景気・雇用情勢等により、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。いち早く行財政改革に取り組んだ本県においても、今後の行財政運営はこれまで以上に厳しいものが予想され、さらなる創意工夫を凝らした取組が必要となっている。

また、国においては政権交代により政策の構造等が大幅に変わりつつあり、地方分権改革の歩みも混沌とした様相を呈している。地方が主役の国づくりに向け、本県が果たすべき役割や責任も増大しているところである。

本委員会は、大分県行財政改革プランや大分県中期行財政運営ビジョンに基づく行財政改革の取組、また地方分権の推進に向けた取組について、平成20年第1回定例会（20年3月27日）及び平成21年第1回定例会（21年3月26日）に中間的な報告を行った後、調査期限を23年3月31日まで延期して調査を行ってきた。

この報告書は、これまでの本委員会の調査を踏まえ、県が進める行財政改革における当面の課題について提言を行うものであり、今後の行財政改革の一助となることを期待するものである。

第1 調査経過

本委員会で調査を行った主な項目は以下のとおりである。

I 大分県行財政改革プランの成果について

県は、平成16年度から20年度までの5年間を計画期間とする「大分県行財政改革プラン」を策定し、具体的な取組項目を掲げるとともに、歳出削減額、歳入確保策それぞれの目標額を明示して行財政改革に取り組んだ（次頁参照）。

その結果、5年間累計の収支改善額は1,834.9億円となり、プラン目標額1,454.9億円に対し380億円の積み上げを達成した。また、20年度末の財政調整用基金残高は、プランでは最終年度にゼロとなり枯渇するおそれがあったが、358億円を確保し、目標を大きく上回る成果を上げている。

県債残高については、臨時財政対策債の残高が増加していることから、20年度末残高は1兆125億円となり、プランの残高見込額1兆33億円を92億円上回る結果となった。

収支改善額の状況

(単位：億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計額
①プラン目標額		197.8	245.7	280.5	341.9	389.0	1,454.9
②実績額	48.0	333.8	269.7	304.5	364.9	514.0	1,834.9
③上積額(②-①)	48.0	136.0	24.0	24.0	23.0	125.0	380.0

財政調整用基金残高の状況

(単位：億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
①中期試算(H16.3時点)	344	45	△226	△530	△945	△1,455
②プラン目標額	344	243	218	195	121	0
③実績額	392	427	426	427	376	358
④上積額(③-②)	48	184	208	232	255	358
⑤単年度基金上積額	48	136	24	24	23	103

県債残高の状況

(単位：億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
①プラン見込額	9,988	10,033	10,041	10,036	10,035	10,033
②実績額	10,019	10,108	10,100	10,094	10,098	10,125
③増減額(②-①)	31	75	59	58	63	92
④単年度県債残高増減額		89	△8	△6	4	27

行財政改革プランの達成状況

(単位：億円)

〈歳出削減策〉

取組項目	目標額	実績額	上積額	主な取組・上積理由
1 大規模施設等の見直し	33.9	40.8	6.9	施設の廃止（8施設） 指定管理者制度の導入（34施設） ネーミングライツの導入（2施設）
2 新たな施設の整備の見直し	17.0	23.8	6.8	国民体育大会関連施設整備の縮小 （プール、馬術場、ボート場など）
3 公社等外郭団体等の整理・統合	37.0	77.2	40.2	プラン策定時33団体→終了時23団体 廃止8団体 運営費補助・委託事業費の削減
4 事務事業の選択と集中	677.0	836.7	159.7	イベント・大会・講演会等の見直し 物件費の縮減、補助費等の見直し 投資的経費の削減
5 総人件費の抑制	406.0	423.6	17.6	職員定数の削減（目標571→実績685人） 職員給与等・退職制度の見直し 組織・機構の見直し
歳出削減策合計	1,170.9	1,402.1	231.2	

〈歳入確保策〉

取組項目	目標額	実績額	上積額	主な取組・上積理由
1 県税収入等の確保対策	30.0	36.4	6.4	徴収強化
2 県有財産の売却、有効活用	23.0	43.3	20.3	土地の早期売却 副知事・出納長宿舎の売却
3 県債の活用	59.0	186.2	127.2	退職手当債の活用
4 その他	172.0	166.9	△5.1	使用料・手数料の見直し 産業廃棄物税・森林環境税の導入
歳入確保策合計	284.0	432.8	148.8	

改善額合計	1,454.9	1,834.9	380.0	
-------	---------	---------	-------	--

Ⅱ 大分県中期行財政運営ビジョンの取組について

「大分県行財政改革プラン」に基づく行財政改革は成果を上げてきたところであるが、景気の急速な冷え込みや三位一体改革の思わぬ影響など新たな厳しい状況が生まれ、また県が試算した中期的な財政収支の見通しでは財政調整用基金が枯渇することなどが見込まれたことから、平成21年度からの3年間を視野に入れた行財政運営の羅針盤として、「大分県中期行財政運営ビジョン」を策定し、さらなる行財政改革に取り組んでいる。

本委員会においては、中期行財政運営ビジョンに記載された事項や他県における行財政改革の取組状況について、以下のとおり調査を行った。

1 行財政改革の進捗状況について

ビジョンでは、「夢と希望あふれる大分県」の実現に向けて、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進のため喫緊に取り組むべき政策目標を掲げ、併せて、これを実現できる強靱な行財政基盤の構築に向け、「財政構造の改革」、「業務執行体制の改革」、「パートナーシップの改革」を掲げて、さらなる行財政改革に取り組んでいる（主な取組内容は次頁参照）。

その結果、ビジョン初年度である平成21年度末の財政調整用基金残高は350億円となり、目標額の246億円を104億円上回った。22年度末についても、300億円を超える見込みとなっている。

県債残高については、21年度末実績で1兆237億円となり、目標額の1兆217億円を20億円上回る結果となった。22年度末についてもさらに増加する見込みとなっているが、後年度に交付税措置される臨時財政対策債を除く残高は減少してきており、22年度末には8千億円を割り込む見込みとなっている。

〈平成21年度実績〉

(単位：億円)

	目標額	実績額	増加額
財政調整用基金残高	246	350	104
県債残高〔一般会計〕 (臨時財政対策債を除く)	10,217	10,237 (8,154)	20

〈平成22年度見込(22年9月現在)〉

(単位：億円)

	目標額	見込額	増加見込額
財政調整用基金残高	167	326	159
県債残高〔一般会計〕 (臨時財政対策債を除く)	10,459	10,491 (7,889)	32

「さらなる行財政改革の取組」における取組状況

〈平成21年度〉

ビジョン項目	取組項目	主な取組内容
【財政構造の改革】		
事務事業の 抜本的見直し	政策的経費の選択と集中	補助金等の見直し（生活排水処理施設整備費 交付金の見直し）
	投資的経費の見直し	公共事業の規模是正
	維持管理コスト等の削減	庁舎管理業務の見直し
	特別会計等の見直し	土地開発基金の規模是正
義務的経費 の見直し	総人件費の抑制	職員定数の削減 (知事部局等△133人、教育委員会△51人)
	公債費の抑制	地方道路整備臨時貸付金（無利子）の活用
	県単独扶助費の見直し	
歳入の確保	県税収入等の確保	個人県民税・自動車税等の徴収強化
	県有財産の有効活用	県有地の貸付（荷揚町体育館跡地新規貸付等）
	受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し（減免の見直し等）
	基金・県債等の活用	市町村振興資金貸付金の活用（企業会計への 売却）
【業務執行体制の改革】		
組織機構の 改革	組織の機能強化	「地球環境対策課」、「情報政策課」の新設
	組織の簡素効率化	「竹工芸・訓練支援センター」、「日田産業工 芸試験所」の見直し
	行政機構に準ずる団体の 見直し	「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」 の策定
	教育行政システムの改革	新たな人事評価の試行
業務プロセス の改革	I T 技術を活用した事務 の効率化	「簡易申請システム」の運用開始
	全庁を挙げた不断の点検 ・見直し	「OITA チャレンジ BOOK vol. 4」の発行 (優良な事務改善事例の紹介)
【パートナーシップの改革】		
多様な主体と の連携・協働	県民等との連携	指定管理者制度の拡充（総合体育館に新規導 入）
	市町村や他県との連携	広域観光情報を長崎県、熊本県と共同発信
国への提言・ 要請	国への提言・要請	地方交付税の総額確保、地方消費税の拡充等 について国に要望

〈平成22年度〉

ビジョン項目	取組項目	主な取組内容
【財政構造の改革】		
事務事業の 抜本的見直し	政策的経費の選択と集中	歳出構造の見直し（シーリングによる一律カット方式の見直し）
	投資的経費の見直し	公共事業の見直し（道路関係事業等へ重点化）
	維持管理コスト等の削減	庁舎管理業務の見直し
	特別会計等の見直し	基金への積立休止（介護保険財政安定化基金）
義務的経費 の見直し	総人件費の抑制	職員定数の削減 （知事部局等△76人、教育委員会△24人）
	公債費の抑制	県債の発行抑制・繰上償還
	県単独扶助費の見直し	助成対象事務費の見直し（乳幼児医療費）
歳入の確保	県税収入等の確保	地方交付税等の増額確保
	県有財産の有効活用	県有地の貸付（大手町駐車場の県営化等）
	受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し（建築士法関係事務手数料の改定等）
	基金・県債等の活用	国の補正による基金の活用（森林整備加速化・林業再生基金等）
【業務執行体制の改革】		
組織機構の 改革	組織の機能強化	「こども・女性相談支援センター」、「こころとからだの相談支援センター」の新設
	組織の簡素効率化	「農林水産研究センター」の重点化、「振興局地方事務所」の廃止
	行政機構に準ずる団体の見直し	公社等外郭団体の活動・財務内容の点検評価
	教育行政システムの改革	人事評価の実施、民間人校長の配置
業務プロセス の改革	I T 技術を活用した事務の効率化	「備品管理システム」の開発に着手
	全庁を挙げた不断の点検・見直し	「部局超勤縮減宣言」の策定・進行管理
【パートナーシップの改革】		
多様な主体との連携・協働	県民等との連携	N P O と地方公共団体等とのネットワークの拡充による地域課題の解決
	市町村や他県との連携	東九州地域医療産業拠点構想を宮崎県と共同策定
国への提言・要請	国への提言・要請	「地域主権」の実現にふさわしい地方財政制度の確立等について国に提言

2 中期行財政運営ビジョンの個別事項の調査について

(1) 財政構造の改革について

(ア) 税収確保について

県税については、税源移譲により大幅に増加した個人県民税や自動車税を中心に、税収確保に向けた取組を進めている。

個人県民税は市町村が賦課徴収していることから、市町村の徴収強化が不可欠なため、県徴収職員の市町村への派遣や徴収引き継ぎ等の支援を行うとともに、平成21年度から「地方税徴収強化対策連絡会議」を設置し、先進的な取組についての情報交換等を行っている。

自動車税対策としては、夜間・休日における滞納整理の強化や、コンビニエンスストアで納付できるシステムの導入、インターネット公売の活用等に取り組んでいる。

(イ) 県有財産の有効活用について

ビジョンでは、平成21年3月に策定した「大分県新県有財産利活用推進計画」に沿って、利活用可能なすべての遊休資産について、売却に加え貸付も含めた有効活用を図ることとしている。

計画では、3年間のビジョン期間中に27億6,600万円を確保するという目標額を設定した。新たな未利用地の売却、空きスペースの貸付、使用料等の減免基準の見直し、大手町駐車場の県営化、県有施設における自動販売機設置業者の公募制の導入などを進めているが、景気悪化や土地価格低迷の影響で売却は苦戦が続いている。

(2) 業務執行体制の改革について

(ア) 組織の見直しについて

ビジョンでは、機能性・戦略性の高い組織の構築に向けて、県民に分かりやすい組織、縦割り型でなく多様な課題に総合的に対応できる組織、県民ニーズにワンストップで対応できる組織、などの視点から、組織の機能強化を図るとしている。

例えば、低炭素社会構築に向けた体制の強化を図る観点からの「地球環境対策課」の新設や、産業化政策として中小企業のIT推進を重視した「情報政策課」の新設など、ビジョンの方向性に沿って機能的かつ戦略的に政策を推進できる体制を構築するとともに、「選択と集中」により簡素効率化に努めた組織の見直しを進めている。

(イ) 試験研究機関について

ビジョンでは、組織の簡素効率化を図る観点から、農林水産研究センターの重点化が掲げられた。そこで、研究課題の選択と集中を図り、「現場ニーズに応えた研究」、「研究のスピード化」、「成果の迅速な普及」に取り組むことにより、産地間競争に打ち勝ちもうかる農林水産業を実現することを目的に、平成22年度から「農林水産研究指導センター」に再編された。

センター本部は、本庁から多数の研究施設等が集積する豊後大野市に移転し、それまでの9場・所2部の体制から農業、畜産、林業、水産の4研究部となった。各研究部に研究課題に応じて研究チームを配置することにより、研究体制の強化を図っている。

また、産業科学技術センターでは、日田産業工芸試験所の農林水産研究指導センターへの統合や、竹工芸・訓練支援センターの研究機能の集約、計量検定所の組織統合といった組織改正が行われた。

(ウ) 公社等外郭団体に関する指導指針について

県では、公社等外郭団体の適正な運営が県の行財政運営に大きな影響を与えるとして、平成21年9月に「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」を策定し、公社等外郭団体に対する指導監督を強化する取組を行っている。各団体に対し県が適正に関与することや、団体が県民への説明責任を果たすことで、県民の信頼を確保することを目的に、経営状況等を把握・公表し、活動内容や財務状況等を踏まえた点検評価を行っている。

指導指針のポイントは以下のとおりとなっている。

- ①対象団体を県が出資等するすべての団体（地方独立行政法人、国所管の法人等は除く）に拡大
- ②出資比率25%以上等の指定団体は、財務・活動指標を設けるとともに、定期的に点検評価を実施
- ③外郭団体の経営状況等を毎年、県庁HPで公表。団体自らの情報公開も促進
- ④団体の運営指導、県の人的・財政的関与等、指導監督のあり方全般について策定
- ⑤各団体の活動内容に応じた指標を設け点検評価を行うことで、指定団体自らも課題を把握・克服

(22年度 指定団体39 その他の出資等団体23 計62団体)

(エ) 職員の意識改革について

行財政改革プランでは、県民を中心に据え、県民の思いをしっかりと受け止める「ノーと言わない県庁」や、一人ひとりの職員が政策・改革の主体となる「政策県庁」、民間の経営感覚と県民とのパートナーシップに取り組む職員の意識改革運動を積極的に推進してきた。ビジョンにおいても、政策県庁に向けて、職員の人材育成や意識改革の取組を一層進めるとしている。

平成19年度からは、政策の創造と業務の改善に全庁を挙げて取り組む「OITAチャレンジ運動」を展開しており、対話する県庁（県民の声を聴く「現場主義」の徹底）、職場環境の改善、県民視点からのさらなる改革に取り組んでいる。また、職員提案をもとに、各部局や職場単位で取り組んでいる業務改善の取組や重点検討項目の取組状況等を「OITAチャレンジBOOK」として取りまとめ、業務改善事例の情報を共有することによって、全庁的な広がりへつなげていこうと取り組んでいる。

政策県庁の実現に向けた取組としては、部局横断的な政策議論の活性化を図るため、部長会議で政策課題について議論するとともに、各部局で実際の政策形成に携わる中堅職員からなる「ちえのわ会議」の開催（19～20年度）や、21年度からは責任と権限を明確化した「政策企画委員会」を訓令設置し、政策立案機能の強化に取り組んでいる。委員会は各部局の総務企画監相当職をメンバーとし、ビジョンの推進・進行管理、県政推進指針の策定、部局連携で取り組むべき政策の企画・総合調整など、予算・組織の両面をにらんだ政策立案を議論している。

(3) パートナーシップの改革について

(ア) 指定管理者制度について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年の地方自治法改正により創設された。本県では18年度から導入している。

21年度の指定管理施設の県負担額は約16億4,600万円で、制度導入前の17年度と比べると約2億7千万円、率にして約14.2%、行財政改革プラン前の15年度に比べると7億6千万円、約31.6%の減額となっている。

22年4月1日現在の導入施設は27施設（公募20、任意指定7）で、こ

れまで20年度に14施設、21年度に2施設、22年度に12施設の更新手続きを行い、22年度から新規導入した大分県立総合体育館を除くすべての導入施設が更新を迎えている。

21年度から更新した施設については、管理運営に対する目標指標（利用者数など）を新たに導入しており、目標を達成した施設が11、達成できなかった施設が3となっている。また、指定期間が5年間の施設のうち8施設において、施設利用者に対するサービスの一層の向上を図るため、新たな改善に要する経費を基準価格に上乗せした「サービス改善提案事業」を実施している。

また、県は指定管理者制度を導入している施設においても、設置者として安全管理の徹底や公共サービスの向上を図る必要があることから、22年3月に「指定管理施設の管理指針」を策定し、それに基づき指定管理者に対するモニタリングや指導を実施している。

(イ) NPO等との協働について

大分県内のNPO法人の認証法人数は445法人(平成22年12月末現在)で、人口比で九州第1位、全国でも第5位となっているなど全国的に見ても高い水準にあり、県内ではボランティア活動も盛んに行われている。NPO法人の活動分野は、保健・医療・福祉、まちづくり、社会教育、子どもの健全育成、環境保全など幅広い分野にわたっているが、事業規模が100万円未満の法人が約50%と、財政規模が脆弱で運営基盤の弱い法人が多いのが特徴となっている。

県とNPOとの協働事業については、地球温暖化対策、小規模集落応援隊、雇用創出事業など、環境や地域づくり、観光といった分野での取組が広がり始めているものの、実施所属、実施NPOも限られているなど協働の裾野が広がっているとは言えない状況となっている。

県では、NPO等との協働の推進に向けて、自立して活動するNPO等の育成と、協働を進めるための環境・体制づくりの観点から、運営アドバイザーの派遣や中間支援機能（NPOコーディネーター、NPO情報など）の充実、NPO活動を支援する人材の育成等に取り組んでいる。

また、行政職員の協働に関する知識、理解に温度差があることから、NPO・行政の協働ワークショップの開催や各種研修会等を実施する中で、行政職員の協働に関する理解の促進やNPOとの交流機会の拡充を図り、地域における協働事業を推進している。

3 県外事務調査について

本県の行財政改革の参考とするため、他県の先進事例を調査する県外事務調査を以下のとおり実施した（平成21・22年度）。

・佐賀県議会

佐賀県では、平成19年11月に新たに「佐賀県行財政改革緊急プログラム Ver. 2」（平成19～22年度）を策定し、さらには今後の厳しい財政状況を踏まえ、21年2月には緊急総合対策の取りまとめに伴う見直しを行い、Ver. 2. 1として財政健全化に取り組んでいる。

また、コンパクトで高品質な地域経営体を目指すとして、提案型公共サービス改善制度（協働化テスト）に取り組み、県の全業務の内容を公表し、県民満足度を高めるために最もふさわしい担い手は誰かなどについて、民間企業や市民社会組織等と広く意見交換を行い、公共サービスの担い手の多様化を図っていかうとしている。

さらには、19年度から県職員の在宅勤務制度を試行（都道府県では全国で初めて）し、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の構築を目指す取組も行われている。

・熊本県議会

熊本県では、危機的な財政状況を踏まえ、平成21年2月に新たに「熊本県財政再建戦略」（平成20～23年度）を策定し、持続可能な行財政システムの構築に向けた取組を進めている。とりわけ人件費の削減については、新たな定員管理計画に基づき、4年間で1,200人の削減を目標に掲げ、さらには21年度から3年間の給与カットを実施している。

また、改革の共通理念として、市町村や民間等との役割分担の徹底的な見直しを掲げており、民間活力の活用として提案公募型アウトソーシングに取り組み、県が行う公共サービスについて、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待できる一体の業務を選定し、総合評価競争入札により複数年度にわたる民間委託を行っている。

・宮崎県議会

宮崎県では、平成19年6月に新たに「行財政改革大綱2007」（平成19～22年度）を策定し、「意識改革」「経営改革」「協働改革」「入札改革」「財政改革」の5つの改革プログラムを推進している。とりわけ職員の意識改革の

徹底や、入札制度の積極的な改革などに取り組んでいる。

また、県が出資を行っている公社等については、16年3月に「宮崎県公社等改革指針」（19年3月改訂）を策定し、公社等の統廃合、県の人的・財政的関与の縮減等に取り組んできたが、さらなる公社等の改革を推進するため、22年2月に「新宮崎県公社等改革指針」を策定し、改革工程表の作成や数値目標を掲げるなどして改革に取り組んでいる。

・財団法人宮崎県スポーツ施設協会

宮崎県では、民間活力の活用を図るため、積極的に指定管理者制度を導入しており、平成22年度には80施設に及び、利用料金の引き下げ・弾力化や施設利用時間の拡大、利用手続における利便性の向上などを図っている。

宮崎県総合運動公園には、総面積154ヘクタールの敷地の中に、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、武道館、駐車場など21の有料公園施設があり、有料公園施設の指定管理者は、18年度から(財)宮崎県スポーツ施設協会となっている（21年度更新）。実際に指定管理業務に携わる中での課題を抱えながらも、県民の目線に立ちながら、工夫を凝らした事業に取り組んでおり、スポーツを通じた経済活性化にも寄与している。

Ⅲ 地方分権について

1 市町村への権限移譲について

住民に身近なサービスは住民に身近な基礎自治体で行うことができるようにするとともに、市町村が地域の実情や住民ニーズに沿った行政を総合的に担い、個性豊かで活力に満ちた地域づくりができるように、県では市町村への権限移譲を計画的に進めている。本県では、国の地方分権改革の動きに先行する形で、平成6年3月に大分県権限移譲等検討専門委員会を設置して市町村への権限移譲の取組を開始し、22年4月1日現在で73事務859項目を移譲している。

18年1月からは、地方分権の推進に資する権限移譲を目指し、市町村担当課長を対象とした「大分県市町村権限移譲ワーキンググループ会議」を設置し、移譲対象を①地域の住民、事業者へのサービス・利便性向上につながる事務、②地域の実態に即した主体的なまちづくりにつながる事務、③既に市町村が担っている事務との一体的な処理による効率性向上につながる事務、として協議を進めている。

20年度からは、市町村合併後の行政体制の一体化等の整備状況が市町村ごと

に異なること等を勘案し、受入可能な市町村から順次移譲を行う選択移譲方式を導入しており、20年4月に12事務を一括移譲、9事務について協議の整った市町村から段階的に移譲している。

2 地方分権に係る取組状況について

平成21年9月に発足した民主党政権は、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする「地域主権改革」を標榜し、21年11月には地域主権戦略会議が設置された。22年6月には義務付け・枠付けの見直しや、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化などを盛り込んだ「地域主権戦略大綱」が閣議決定されている。

県では、地方が主役の国づくりに向けた行政体制の構築を目指し、本格化する地方分権改革を地方の立場から強力に推進するため、22年4月から総務部行政企画課に「地方主権推進班」を新設し、併せて22年3月から広瀬知事が九州地方知事会長に就任したことに伴う知事会業務の一体化を図った。全国知事会・九州地方知事会と連携しながら、国の出先機関の地方移管の推進や義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の必要性の調査などに取り組んでいる。

九州地方知事会では、国の出先機関の原則廃止の検討が進展していない状況を打破するため、22年10月に国の出先機関の業務の受け皿として新しい広域組織をつくる「九州広域行政機構（仮称）」構想を発表した。組織は、各県知事による執行機関と条例制定などを行う議会代表者による議事機関で構成することを想定している。政府に対して新たな広域行政制度が可能となる立法措置を求めるとともに、九州各県議会議長会など関係機関と協議を進めることにしている。

一方、政府は22年12月に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定した。出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行うこととし、平成24年通常国会に法案を提出して26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指すとしており、今後、地域主権戦略会議の場で広域的实施体制の制度設計や法整備のあり方について議論を進めることにしている。

第2 提言

I 大分県中期行財政運営ビジョンにおける行財政改革について

中期行財政運営ビジョンに掲げる「さらなる行財政改革の取組」は、21年度からの3年間で進めることとしているが、現下の経済状況を考えると、これまでのプランの取組よりもさらに厳しい改革への取組が必要である。ビジョンに掲げる数値目標は最低限達成すべき目標となるが、数値的な達成だけを追求するのではなく、改革から挑戦へ向かう体制づくり、職員の資質向上と魅力ある県庁づくりを目指して、以下に掲げる項目について検討を加えながら、さらに踏み込んだ改革を着実に推進していくことを求めるものである。

1 財政構造の改革について

○歳入の確保へ、全庁を挙げた取組を

ビジョン初年度である平成21年度普通会計決算では、財政調整用基金残高が目標額の246億円を上回る350億円となり、順調な滑り出しとなった。しかしながら、県債残高については、1兆230億円と前年度より229億円増加し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、96.7%と前年度に比べわずかに低下したものの、依然として高い水準にある。

本県財政を取り巻く状況は、今後も景気の低迷により県税や地方交付税の増加が期待できないことや、福祉関係の義務的経費の増大が見込まれることなど、一段と厳しさを増している。変動する社会経済情勢や国の動向等を的確に把握し、ビジョンに掲げる財政構造の改革に積極果敢に取り組まなければならない。

歳出削減については、これまでの給与構造の改革や職員定数の削減による総人件費の抑制といった義務的経費の見直しなど、財政硬直化を回避する努力が行われている。しかし、これまで行ってきた定数削減やゼロベースからの事務事業の見直しでは、財政効果に限りがあり、またさらなる定数削減は、有為なる人材の登用・育成に影響が出てくる懸念もある。

歳入面においては、ビジョンでは自主財源のさらなる確保を掲げ、県税収入等の確保や県有財産の有効活用、基金・県債等の活用によって、歳出削減以上の財政効果を生み出すことを目標としている。具体的には、税源移譲により大幅に増加した個人県民税の徴収強化、「大分県新県有財産利活用推進計画」に沿った県

有財産の有効活用の推進、県有施設における自動販売機設置業者の公募制導入、外部委託の導入などによる税外収入未収金の縮減、各種基金の規模是正による一般財源への繰入れなどに取り組んでいる。

こうした歳入確保への取組は、全庁を挙げて取り組むべき課題であり、今後の地方分権改革も見据え、自主財源の確保は重要な命題である。推進体制を確立するとともに、民間のノウハウも取り入れながら、全庁を挙げて知恵を絞り出し、強靱な行財政基盤の構築に向け、さらなる取組を期待するものである。

○事務事業の選択と集中、効果についての説明責任を

厳しい県の財政状況の中でも、将来の活力の種となるような施策は、夢と希望あふれる大分県の実現のために必要なものである。行財政改革は、財政の健全性を確保するための手段であって、それ自体が目的ではなく、ビジョンに掲げる施策の推進を下支えできる財政構造へ結びつけなければならない。

県では、行革が生み出した成果を政策に活かすべく、21年度から政策企画委員会を設置し、ビジョンの進行管理、県政推進指針の策定、部局連携で取り組むべき政策の企画・総合調整などについて議論を深め、予算や政策立案への反映に取り組んでいる。

財源や人員に限られる中においては、新たな行政ニーズに対応するため、事務事業の徹底的な見直しをこれまで以上に進める必要がある。危機管理対策や雇用対策などスピード感を持って対応しなければならない課題に機動的に対応していくとともに、事務事業評価、行政評価、内部・外部監査、そして県民・議会の声を、事務事業の選択と集中に活かしていくことが求められる。

その一方、課題を持って取り組んだ事業の効果が、きちんと県民に説明できていないのではないかという声が聞かれる。PDCAサイクルのもとで事業の選択と集中を図るうえでも、事業の必要性・目的に沿った目標を設定し、その効果をわかりやすく県民に伝える努力を今後も続けていく必要がある。

○監査機能のさらなる強化を

予算の執行にあたっては、随意契約の透明性を高める改善をさらに進めていくとともに、補助金等の財政支出においては、補助金等が交付の目的に沿って適正

に執行されているか、効率的・効果的な事業となっているか等を的確に把握する必要がある。

このため、監査の実施にあたっては、職員の専門制を高めるなど監査機能のさらなる強化を図り、事業の必要性・効率性の点検を実施していく必要がある。

2 公社等外郭団体に関する県の関与について

本委員会は、主な公社等外郭団体について、個別に所管部局から現在の活動状況を聴取した。今回の調査は、公社等外郭団体に関して、県の関わり方はどのようにあるべきかを検証することを目的としたもので、個別の団体のあり方を取り上げるものではないが、社会経済情勢の変化を踏まえ、以下に掲げる項目について検討を加えたうえ、指導監督の強化に努めることを求めるものである。

○団体の存在意義と今後の方向性の検討を

それぞれの団体の役割、必要性といった存在意義について、改めて問い直すとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の方向性について検討を加えることが必要である。公社等外郭団体の統廃合は、これまで行財政改革プランに基づき進められた経緯はあるが、県は団体に対する出資や人的・財政的援助の必要性を明確にし、絶えず検証を心掛けなければならない。

設立当初の目的が達成された団体、あるいは諸情勢の変化により設立当初の社会的意義が低下した団体はないか、民間や他団体に代替できる事業はないか、組織の存続自体を目的にニーズに乏しい事業が続けられていないか、自立性・主体性を持った取組がなされているか、設立目的とかけ離れた方向を向いていないか、あらゆる観点から検証し、自立した事業主体としての今後のあり方を検討すべきである。

当委員会が事務調査を行った宮崎県では、外郭団体の主要事業の必要性や公益性、改革の方向性を検討し、3年間で取り組むべき「改革行程表」を作成することとしている。改革の方向性を明示する場合の参考になると思われる。

○監視機能の強化に向けた不断の検証を

県は、公社等外郭団体に対する出資や人的・財政的援助を、行政目的のために

真に効果のあるものに集中させるとともに、団体が有する力を最大限に発揮させることができるよう、またそれぞれの設立の趣旨にのっとった適切な事業運営が行われるよう、監視機能の強化に努めていかなければならない。

指導指針では、主管部局長の基本的な責務として、指定団体の運営状況を常に把握するとともに、県の行財政運営に影響を及ぼすことのないよう、適切な指導監督を行うとしており、監査機能の強化の観点から、県職員は外郭団体の監事等へは就任しないものとしている。

また、その他の出資等団体については、県との関連の度合いに応じ、必要な範囲内で指導監督を行うとしている。出資者としての限界はあるものの、県民の税金を出資している以上、出資比率の大小にかかわらず、責任を持ってその運営状況を把握する必要があり、当該団体の経営悪化に対しては抜本的対策が後手にならないよう、いかに実効性のある指導助言ができるか、その指導監督のあり方について不断に検証をしていく必要がある。

また、指導指針では、県職員の役員就任について真に必要と認められる場合のみ行うものとしており、その場合、主管部局長が理事等に就任しているケースが多く見受けられる。施策を推進するうえで、団体との連携を考えた場合、役員には各部局の審議監、課長クラスが就任し、部局長はフリーハンドとなり大局的見地から、団体の指導監督にあたる方法も検討の余地があると思われる。

○さらなる情報公開の徹底を

公社等外郭団体への県の関わり方や団体の経営状況について、県民の税金が無駄なく使われているか、これまで以上に県民の厳しい目が向けられている。県では、指導指針に基づき団体の財務状況や県関与の状況をホームページで公開しているが、両者がお互いに透明性を高めるため、さらなる情報公開の徹底が求められる。

とりわけ、国の「天下り」が批判的となっているように、県職員OBが団体から高額な報酬を得ていないか、団体からも退職金が支払われていないか、業務委託等が適正に行われているかなど、県職員OBの再就職に関しても県民の厳しい目が注がれていることから、県民の理解と納得が得られるよう再就職に関する情報を公開し、一層の透明性・公平性の確保を図っていくことが求められる。

県では、県職員の退職後の再就職に関し、求人・求職の情報を一元的に管理する「大分県人材活用支援センター」を設置して再就職のマッチングを行っており、

公社等外郭団体についても、その要請に基づき、事業目的・内容、公益性、必要性などを総合的に判断して対応しており、団体には、県職員OBの再就職者には退職金を支給しないよう要請している。また、再就職後の職員の給与は在職時の半額程度となっているようである。

しかしながら、各団体における役員報酬の状況等に関する情報公開は、まだ十分とは言えない状況であり、再就職に関する透明性を高めるうえでも、県職員OBの就職状況や役員報酬規定等を公表するなど、個人情報保護に留意しながら、積極的な情報公開を期待するものである。

○公益法人制度改革を機としたあり方の見直しを

社団法人、財団法人である団体は、平成25年11月までに新公益法人制度へ移行しなければならないが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、移行の機会を捉えて、県の関与のあり方を見直していく必要がある。

団体は、県の関与がなくても、公益的事業が実施できるよう、経営の効率化・自立化に向けた経営体質の改善が求められる。事業の公益性の点検や、公益目的事業の割合、公益目的財産のあり方など、新公益法人としてのあり方への検討を十分に行うとともに、県としてもその関与のあり方を見直していく必要がある。

3 組織機構の改革・職員の意識改革について

○スピード感を持って大胆に組織機構の改革を

ビジョンでは、組織機構について、喫緊の政策課題に対応できる機能強化と行政コストの縮減に向けた簡素効率化の両方を目指した取組をさらに進めるとしており、これまで、地球環境対策、情報政策、子育て支援、地域医療、海外戦略といった分野で、機能的かつ戦略的に政策を推進する体制の構築を図っている。

また、選択と集中により、機能的かつスリムで効率的な組織機構の改革が求められ、これまで、竹工芸・訓練支援センターの研究機能の産業科学技術センターへの集約、林業試験場と日田産業工芸試験所の統合、農林水産研究センターの重点化に伴う再編といった組織の統合・効率化が図られている。

今後とも選択と集中により、政策目標に機動的に対応できる体制とすることが

肝要である。そのうえで、体制整備が単なる看板のかけ替えにならないよう、適正な人員配置や思い切った事務事業の見直しを進め、政策課題の解決に向け邁進していくとともに、縦割り行政とならないよう部局間の連携も十分図っていく必要がある。

さらに、事務事業の見直しを進める中で、行政需要が減少している組織や類似業務を行っている組織の統廃合を進め、民間団体や市町村に委ねたほうが効果的・効率的な業務がないか、常に点検をしながら、多様化・複雑化する行政ニーズに柔軟に対応できるようスピード感を持って、これまでの枠にとらわれず大胆に組織機構の改革に取り組んでいくことが求められる。

○県職員としてのプライドの保持、リーダーシップの発揮を

県では、職員一人ひとりが政策・改革の主体となる「政策県庁」の実現に向けて、職員の意識改革や人材育成の取組を進めている。政策企画委員会において各部局の課長級の企画担当者が政策立案に向けた議論を展開したり、業務の改善・見直しにつなげるための事例集「OITAチャレンジBOOK」を作成して、職員一人ひとりの主体的な意識改革を促している。

職員定数の削減、フラット化・スタッフ制の導入など、効率的な組織づくりが進められる中で、効率的・能動的な仕事の進め方とともに、いかに自己研鑽に努めていくかが重要となっている。「自ら考え自ら行動する職員」を「人を育て人を活かす組織」の中で育成するためのさらなる工夫が求められる。

そういった職員の意識改革の本質的な目的は、県民のために仕事をするという意識、県職員としてのプライドを持って、それぞれの持ち場で、自分の職務は誰にも負けないという自負を持った人材を養成することではないだろうか。また、組織においては、リーダーシップを発揮できる人材、政策を主導し改革をリードできる人材を育てることが必要であろう。

意識改革に向けた様々な運動に、ぜひそういった視点を持って取り組んでもらいたい。

○管理監督者のマネジメント能力の向上を

県では、「新大分県人材育成方針」の中で、求める人材を明示し、そのために

必要な育成策を提示して人材育成に取り組んでいる。適正・公正な評価を行い、職員がやる気を持って仕事に取り組めるようにしながら有為な人材を育成していく必要があるが、人材育成においては管理監督者が果たす役割が重要である。

政策県庁に取り組む場合、組織内で情報を共有し、議論を活発にして連携を図りながら政策を推進する必要があるが、管理職が政策目標を示し、自由闊達に議論ができる職場環境を率先してつくっていくことが大切である。

管理監督者の人材育成能力、組織の活性化といったマネジメント能力の向上を、より一層図っていくことが求められる。

○現場主義の徹底、地域活動への参加促進を

県職員としてプライドを持つということの原点は、現場主義にある。現場に赴き、現場の生の声を聞いて実践力を養う取組を、今後も管理職を先頭に徹底して行ってほしい。

また、民間分野への派遣研修をはじめ、民間の経営感覚、経営者の発想、経営ノウハウなど公務員にとって参考となる研修を進めるとともに、県民視点に立ったさらなる改革を進めるうえでも、職員の地域活動への参加を促進していく必要がある。多様な主体との連携・協働に向けた出発点であり、職員の意識改革にもつながるものと思われる。

4 試験研究機関について

○現場ニーズの把握と、独自性の発揮を

ビジョンでは、組織の簡素効率化を図る観点から、農林水産研究センターの重点化が掲げられ、平成22年度から「農林水産研究指導センター」に再編された。

県の試験研究機関の役割は、地域に密着した課題で、国や民間の試験研究機関が担えないものを解決することにある。これまで、組織の見直しによる効率化が進められてきたが、今回の農林水産研究センターの改革は現場主義、実用化研究に徹するなど、試験研究の分野で県が果たすべき役割は何なのかという意識を徹底するねらいがある。生産者からは研究課題が生産者、消費者などの現場ニーズとずれているという意見があがっているように、現場の生の声の把握にこれまで

以上に努める必要がある。

また、現場にとって必要な問題解決型の研究を優先し、本県の地域資源を活かした独自の研究をさらに進めていく必要がある。

○研究費の効率的活用、高額機器の有効活用を

試験研究機関では、農林水産研究センターの再編に伴う組織統合や施設の整備、計量検定所の産業科学技術センターへの統合など、組織の効率化、人材・予算の集中化が進められている。しかし、財政状況が厳しい中においては、試験研究機関における研究費の増額もまた厳しい状況にある。また、最先端の研究を進めるうえにおいては、機械等の機器の更新・整備も必要であるが、これも十分であるとは言えず、研究成果に影響が出ているのではないかと危惧する声が委員から出ている。

研究費については、研究課題の集中化や外部資金の獲得、共同研究といった工夫をしながら、効率的な活用を図るとともに、とりわけ高額機器の取得・管理にあたっては、「高額機器の有効活用に関する指針」に基づき、相互利用を促進するなど経済的、効率的かつ効果的な活用を図っていく必要がある。

また、現下の厳しい経済状況の中、民間企業や事業者が試験研究機関に期待するところは大きくなっている。各機関が発揮できる能力を外部にPRし、民間、大学との産学官連携を積極的に推進していくことが求められる。

○広域的な連携の推進を

平成15年度から九州地方知事会では、各県共通の課題について県境を越えた政策連合を進めており、その中で16年度から工業・農業系試験研究機関の連携にも取り組んでいる。研究費が制約される中においては、都道府県単独で体制を整備するよりも複数の都道府県が協力することによって効率化が図られ、専門性の強化を図ることも可能である。

研究課題の選定、効率性、予算規模といったこれまでの取組を検証し、九州が一体となって取り組むべき課題、あるいは広域的な連携を図って取り組むべき課題については、試験研究機関の連携をさらに進めていく必要がある。さらに、共同研究だけでなく、分野によっては先進的な研究を行っている他県の試験研究機

関に委託するという連携方法も今後検討していく必要がある。

○活動状況の積極的なPRを

農林水産研究センターの再編にあたっては、生産者から、PRが不足していてどんな研究をしているのかわからないという声があがっていた。また、長年にわたって存続している研究機関の現在の活動状況が見えないという意見も委員からあがった。時代時代で変化する行政課題に応えてきた成果を、わかりやすく県民に伝えることも、研究機関としての大切な使命である。

今回の再編では研究所、試験場という組織の名称を変更し、4つの研究部に集約している。環境対策など部門を超えた連携のため一元的な運営を進めるということであるが、関係者が親しみを持って相談や共同研究に取り組めるよう、それぞれの研究部の活動状況を積極的にPRしていくことが大切である。

また、産業科学技術センターは平成22年に開設100周年を迎えた。これまで県内企業を支える技術支援機関としての役割を担ってきているが、近年は進出企業と地元企業との連携や、新製品の開発といった企業ニーズの高まりに対するスピーディで的確な対応が求められている。企業訪問を通じてニーズの把握に努めるとともに、積極的に活動状況をPRして、県内企業からの信用向上を図っていく必要がある。

5 指定管理者制度について

○制度の課題を検証したうえで、民間活力の導入促進を

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入することによって経費の縮減を図るとともに、利用者に対するサービス向上を図ることを目的に、本県では平成18年度から導入されている。

経費の縮減については、平成21年度実績で、導入前の17年度と比べ年間約2億7千万円、率にして14.2%の減少となるなど、一定の効果が現れている。また、サービスの向上については、各施設においてサービス提供体制の強化、イベント等の充実、施設設備の充実などの改善が図られている。さらに、22年度における更新においては、管理者に安全管理マニュアルの策定を義務付け、管理

運営に対する目標指標を設定させ、その達成状況をモニタリングの対象とするなど、施設運営の見直しが進められている。

一方、全国的に経営悪化などの理由で、期間満了前に指定の取り消しを余儀なくされる事例が増えており、民間事業者の参入を促進するうえでは、事業者の利益をどう確保するかという課題が浮上している。また、効率性と利用者へのサービスの向上を図るうえで、指定期間の設定においても、個々の施設の性格や状況に応じた柔軟な設定などさらなる工夫の余地があると思われる。さらには、第三者による評価や専門家によるモニタリングなど客観的な評価制度の導入や、その評価制度の活用といった取組によって、指定管理者制度がより有効に機能するのではないかと思われる。

これまでの実績を踏まえた運営上の課題を検証し、さらに民間活力が導入できないか、検討を重ねていく必要がある。

○長期的な視点に立った施設整備のあり方の検討を

指定管理者にとって、長期的な戦略を持ってサービスの向上を図るうえでは、施設の古さがネックとなっている。県民が利用する際の安全性の観点から、危険箇所、老朽箇所の点検、補修は、施設の設置者として県が十分配慮していく必要があるが、そのうえで、施設をより魅力あるものにしていく方向性を示すことも必要である。

施設ごとの設置目的、今後の方向性など長期的な視点に立った施設のあり方を検討し、それぞれの施設の方向性に沿った施設の改修を計画的に実施していく必要がある。とりわけ、大規模施設は大がかりな保全措置が必要となってくることから、計画的かつ適正な時期に改修等が実施できるよう、指定管理者とも十分に意思疎通を図っていくことが求められる。

6 NPO等との協働について

○行政サイドの協働推進体制の強化を

ビジョンでは、新しい公共空間の担い手であるNPO等との協働を進めるとしている。NPO法人やボランティア団体、市民活動団体など、新たに行政サービ

スを担う多様な主体が存在感を増してきており、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの展開など、公的サービスを代替する取組も広がりを見せ始めている。

県にとっては、行政コストの削減だけでなく、県民サービスの質の向上、民間との協働による人材育成や雇用の創出、地域の活性化といった効果が期待される場所であるが、県とNPOとの協働事業は当初期待されたほど増えておらず、関係者が限られるなど裾野が十分広がっているとは言えない状況となっている。また、県職員のNPOや協働に対する知識、理解に差があるなど、職員の意識改革を進めることも課題となっている。多様化する県民ニーズに応じ、さらに協働分野が広げられないかといった可能性を検討する必要がある。

また、行政内部における意識改革を進めるうえでも、県庁全体で協働事例やノウハウを共有する取組や、各部ごとにイニシアティブを発揮して推進するなど、行政サイドの協働推進体制を強化していく必要がある。

平成22年度からはNPO業務の相談窓口のワンストップ化を推進するため、県民生活・男女共同参画課の本課機能を大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）に移転している。本県のNPO法人は人的にも財政的にも脆弱な団体が多いことから、新たな公共サービスを担う力量を備えたNPOを育成するため、その活動支援に力を入れていく必要がある。

II 地方分権について

地方分権改革の歩みは混沌とした様相を呈しており、地方分権の実現は未だ道半ばにある。九州地方知事会が設立を目指す九州広域行政機構（仮称）の取組に見られるように、地方分権の「突破口を開く覚悟」を持って、機動的に対応できる体制を整備するとともに、以下に掲げる項目について検討を加えながら、今後とも真の分権型社会の実現に向けた取組を推進していくことを求めるものである。

1 市町村への権限移譲について

○市町村との積極的な協議を

地域主権戦略大綱（平成22年6月）では、都道府県から市町村に権限移譲等

を行う事務として68項目251条項が盛り込まれた。住民に最も身近な市町村が、より多くのサービスを担っていくことがますます期待されている。

県下の市町村では、県からの権限移譲の受入れ状況に差が出ている。住民サービスに格差が生じないように、また国に先駆けて取り組んできた成果を着実に広げるためにも、市町村との協議をさらに深化させる必要がある。

佐賀県では、22年10月に「佐賀県・市町行政調整会議」（知事、副知事、関係本部長、市長会・町村会の役員などが参加）を設置して、県と市町にかかわる課題について対等な立場で協議を行い、施策の立案段階からの連携や県から市町への権限移譲を推進しようと取り組んでいる。

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の主体的・効率的な行政運営が求められており、こうした取組も参考にしながら、主体的な市町村の判断による権限移譲の推進に向け、市町村との積極的な協議を進めていくことが必要である。

2 地方分権の推進に向けて

○国、県、市町村の役割・位置付けの整理を

県では、地方分権改革を地方の立場から推進するため、九州地方知事会における協議を踏まえ、都道府県の枠を超えて行政運営の効率化や住民サービスの向上を目指す広域連携や政策連合などの取組を進めている。住民の理解と協力を得ながら進めていくことが大切であり、国と地方の役割分担を明確にして十分議論を積み重ねていくことが必要になってくる。現行の都道府県・市町村制度を前提に、国、県、市町村が果たすべき役割、広域行政におけるそれぞれの位置付けをきちんと整理しながら、議論を進めていくことが肝要であろう。

そうした中で、地方が自主的に判断できる分野が広がると地方公共団体の責任も大きくなっていくが、本県では市町村合併が進み規模が拡大したにもかかわらず行政能力が必ずしも追いついていない現状がある。二重行政による無駄・非効率を廃し、地域のニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な行政体制の構築を目指し、国と県、また県と市町村で十分協議を重ねていかなければならない。

なお、地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するため、議会が果たすべき役割と責務はますます増大しており、本県議会としても、地方分権の推進に向けて英知を結集していく所存である。

おわりに

この報告書は、平成16年度から5年間にわたり取り組んできた大分県行財政改革プランの成果や、21年3月に策定した大分県中期行財政運営ビジョンにおける行財政改革の取組、地方分権の推進に向けた取組について調査研究し、提言をしたものである。

県では、「安心・活力・発展プラン2005」の推進と並行しながら、中期行財政運営ビジョンの実行に取り組んでおり、22年度はその中間年となっている。

ビジョン最終年度となる23年度に向け、足元の財政基盤をより強固なものにすべく不断の取組を続けるとともに、行革が生み出した成果を政策に活かしながら将来の活力の種となる施策の遂行を期待するところである。また、こうした取組を行政能力全般の質の向上につなげるとともに、政策県庁の体制づくりを一層進めながら、県民から信頼され、職員が生き生きと誇りを持って働ける魅力ある県庁となることを期待している。

これまでになく変革の時代を迎えようとしている今、変化に柔軟にかつ的確に効率的な業務執行体制、県政が直面する諸課題に迅速に対応できる安定的な財政基盤を築くことが重要である。

本委員会の提言が、「夢と希望あふれる大分県」の実現に向けた取組の一助となることを切に願うものである。

以上をもって、行財政改革特別委員会の報告とする。

平成23年3月4日

行財政改革特別委員会

委員長	阿部英仁
副委員長	首藤隆憲
委員	毛利正徳
〃	三浦公
〃	田中利明
〃	井上伸史
〃	佐藤健太郎
〃	梶原九州男
〃	河野成司
〃	高村清志

資料 委員会の活動状況

(平成19年度)

開催月		調査項目	関係部局
第1回	7月13日	委員長・副委員長の互選	
第2回	10月11日	①これまでの取組の進捗状況及び本年度の取組 ②県民保健福祉センター及び保健所の再編 ③東京事務所の一元化の検討	総務部 福祉保健部 生活環境部 企画振興部
第3回	11月30日	①市町村への権限移譲 ②指定管理者制度 ③大規模施設等の見直し	総務部 総務部 教育委員会
第4回	12月18日	①職員の定員管理及び給与の適正化 ②事務事業の見直し ③政策県庁の取組	総務部 総務部 企画振興部
県外調査	1月22日 ～24日	岐阜県議会 静岡県議会 大分県東京事務所	
第5回	2月27日	①組織の見直し ②試験研究機関のあり方 ③報告書(素案)の検討	総務部 商工労働部 農林水産部 生活環境部
第6回	3月25日	報告書(案)の検討	

(平成20年度)

開催月	調査項目	関係部局	
第1回	6月27日	①これまでの取組の進捗状況と今年度の取組 県立病院における進捗状況、取組 企業局における進捗状況、取組 地域づくり機構における取組 ②指定管理者の更新	病院局 企業局 土木建築部 総務部
第2回	9月11日	①これまでの行財政改革の取組 ②指定管理施設の状況 ③民間活力の活用（NPOとの協働） ④規制緩和（構造改革特区） ⑤県営国民宿舎コスモス荘	総務部 総務部 企画振興部 企画振興部 企画振興部
県外調査	10月29日 ～31日	北海道議会 北海道歌志内市議会 岡山県議会	
第3回	12月15日	大分県中期行財政運営ビジョン（素案）	総務部 企画振興部
第4回	2月27日	①行財政改革プランの達成状況 ②改革後の財政収支の見通し ③大分県中期行財政運営ビジョン（案） 報告書（素案）の検討	総務部 総務部 企画振興部
第5回	3月23日	報告書（案）の検討	
第6回	3月26日	副委員長の互選	

(平成21年度)

開催月		調査項目	関係部局
第1回	4月17日	委員長の互選	
第2回	6月29日	今後の調査計画	
第3回	9月11日	①試験研究機関の検証と今後の対応 ②行財政改革プランの実行状況	農林水産部 総務部
第4回	11月18日	①公社等外郭団体の状況 ②指定管理者制度 ③地域づくり機構における取組	総務部 総務部 土木建築部
第5回	12月9日	①職員の意識改革 ②歳入の確保 ③公社等外郭団体の状況	企画振興部 総務部 総務部 総務部
県外調査	1月26日 ～27日	佐賀県議会 熊本県議会	
第6回	2月26日	①組織の見直し ②NPO等との協働	総務部 生活環境部

(平成22年度)

開催月		調査項目	関係部局
第1回	6月21日	①公社等外郭団体の取組状況 ②公社等外郭団体・試験研究機関の取組状況	福祉保健部 商工労働部
第2回	10月7日	①公社等外郭団体の取組状況 ②公社等外郭団体の取組状況	農林水産部 企画振興部
第3回	10月20日	①地方分権に係る取組状況 ②中期行財政運営ビジョンにおける行財政改革の取組状況 ③公社等外郭団体の状況 ④行政監査及び包括外部監査報告への対応状況	総務部 総務部 総務部 総務部
県外調査	11月11日 ～12日	宮崎県議会 財団法人宮崎県スポーツ施設協会	
第4回	12月14日	報告書(案)の検討	